

地方職員共済組合掛金率及び負担金率（令和6年4月1日）

令和7年1月30日更新

(単位:千分率)

		短期												長期												長期追加費用				
		負担金												負担金												負担金				
		掛金		府		公益法人		営利法人		職員団体		共済組合		掛金		府		公益法人		営利法人		職員団体		共済組合		府	共済組合			
		給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	府	共済組合			
一般組合員	府	一般職員	短期	49.36	49.36	50.07	50.07									4~8月	99.00	99.00	132.4953	132.4953									19.1	
		介護	8.33	8.33	8.33	8.33										9~3月														
	費	公益派遣職員	短期	49.36	49.36	0.71	0.71	49.36	49.36							4~8月	99.00	99.00	33.4	33.4	99.0953	99.0953							19.1	
		介護	8.33	8.33			8.33	8.33							9~3月															
	員	営利派遣職員	短期													4~8月	99.00	99.00	33.4	33.4			99.0953	99.0953					19.1	
		介護													9~3月															
員	職員団体専従職員	短期	49.36	49.36	0.71	0.71							49.36	49.36	4~8月	99.00	99.00	33.4	33.4					99.000	99.000			19.1		
	介護	8.33	8.33									8.33	8.33	9~3月																
員	共済組合職員	短期	49.36	49.36										50.07	50.07	4~8月	99.00	99.00	33.4	33.4						99.0953	99.0953		17.8	
	介護	8.33	8.33										8.33	8.33	9~3月															
員	特別職(知事以外)	短期	49.36	49.36	50.07	50.07									4~8月	99.00	99.00	132.4953	132.4953									19.1		
	介護	8.33	8.33	8.33	8.33									9~3月																
員	知事組合員	短期	49.36	49.36	50.07	50.07									4~8月	99.00	99.00	132.4953	132.4953									19.1		
	介護	8.33	8.33	8.33	8.33									9~3月																

※短期欄の上段は、短期掛金率・負担金率を、下段は、介護掛金率・負担金率を示す。

※「期末等」とは、期末手当、勤労手当を示す。

※後期高齢者等組合員である組合員の短期給付に係る掛金及び負担金については、表中「49.36」とあるのは「3.9」、「50.07」とあるのは「4.61」とする。

	掛金		負担金		
	給料	期末等	給料	期末等	
短期組合員	短期	49.36	49.36	50.07	50.07
介護	8.33	8.33	8.33	8.33	

〔短期負担金内訳〕  
 (給料) 50.07 = 短期給付に要する財源率: 47.98 + 福祉事業に要する財源率: 1.38 + 育児、介護休業手当金に要する公的負担率: 0.71  
 (期末手当等) 50.07 = " 47.98 " 1.38 " 0.71

〔長期期負担金内訳〕  
 (給料: 4月~8月) 132.4953 = 厚生年金給付財源率: 91.50 + 退職等年金給付財源率: 7.5 + 経過的長期給付財源率: 0.0953 + 基礎年金拠出金に係る公的負担率: 33.4 (※)  
 (給料: 9月~3月) 132.4953 = " 91.50 " 7.5 " 0.0953 " 33.4 (※)  
 (期末手当等: 4月~8月) 132.4953 = " 91.50 " 7.5 " 0.0953 " 33.4 (※)  
 (期末手当等: 9月~3月) 132.4953 = " 91.50 " 7.5 " 0.0953 " 33.4 (※)

※基礎年金拠出金に係る公的負担率については、令和7年1月30日付けの総務省告示により令和6年4月に遡って「39.6」から「33.4」に改正されたもの。

《事務費》 組合員年間1人当たり: 4,298円 (本部事務費4,056円+支部事務費242円)  
 支払時期と金額: 4月~8月及び10月~3月の各月組合員1人当たり242円/12月、9月のみ組合員1人当たり242円/12月+4,056円  
 ※本部事務費については組合員数に短期組合員を加える。(支部事務費は短期組合員数を加えない。)

《長期追加費用》 支払時期: 当該年度の9月末日まで  
 金額: 4月1日における厚生年金保険料の計算基礎となる標準報酬月額(※) × 12 × 18.2/1000 + 経過的長期負担金の計算基礎となる標準報酬月額(※) × 12 × 0.9/1000  
 ※4月1日に遡りして給与改定が行われても給与改定前の標準報酬月額となる。

〈掛金及び負担金の計算基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額〉

〔短期〕〔介護〕	一般組合	特別職
〔給料〕	1,390,000円	1,390,000円
〔期末手当等〕	年度中の期末・勤労手当の計	5,730,000円
〔長期〕	一般組合	特別職
〔給料〕	650,000円	650,000円
〔期末手当等〕	1,500,000円	

《児童手当拠出金》	
金額	厚生年金保険料の計算基礎となる標準報酬月額 × 3.6/1000
	厚生年金保険料の計算基礎となる標準賞与額 × 3.6/1000
標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額	
【標準報酬月額】	650,000円 (長期と同額)
【標準賞与額】	1,500,000円 (長期と同額)